

令和3年7月1日版

1 目的

人口減少や少子高齢化等の進行が著しい本市において、地域外の人材を積極的に受け入れ、石巻市地域おこし協力隊として地域協力活動を行ってもらいながら、定住・定着を促進し、地域力の維持・強化を図る。

2 募集内容（隊員に取り組んでいただきたい内容）

地域資源の活用や地域課題の解決につながるビジネス等を実践し、最長3年間で持続可能なビジネスを創り上げてもらいます。

取り組んでもらいたい地域課題（下記テーマに沿った事業プランを募集します）

- ・石巻市のPR（ふるさと納税関連）
- ・石巻市のPR（移住促進）
- ・中心市街地活性化
- ・その他地域振興及び地域活性化に繋がる事業

3 募集人数

3名

4 求める人物像

- (1) 地域課題解決に向けた明確なビジョンを持ち、自発的・計画的に行動できる方
- (2) 協力隊の委嘱期間終了後も、本市を拠点に持続可能なビジネスを実践できる方
- (3) 協力隊の委嘱期間終了後も、本市に定住する意思のある方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に活動を行うことができる方

5 募集要件

「4 求める人物像」に合致し、次の要件をすべて満たす方

- (1) 三大都市圏を始めとする都市地域等（※）に現に住所を有しており、委嘱後、生活の拠点を本市に移し、住民票を異動できる方

※「三大都市圏を始めとする都市地域等」とは、過疎法や山村振興法等で定める条件不利地域に該当しない市町村、一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域を指します。（詳しくは「お問い合わせ」までご連絡ください。）

- (2) 次のいずれにも該当しない方

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 隊員の身分及び委嘱期間

- (1) 隊員の身分については、地域おこし協力隊員として石巻市長が委嘱します。
(石巻市との雇用関係はありません。)
- (2) 社会保険については、国民健康保険に加入し、本人が負担します。
- (3) 委嘱期間は原則1年間となります。(最長3年間)

7 勤務地

石巻市内（主たる活動拠点については、提案された事業内容により決定します。）

8 勤務時間

1日当たり7時間、最大週5日間（1ヶ月最大21日間）の活動を原則としますが、事業内容等により変更できるものとします。

[勤務状況確認方法等]

- ・毎月の活動報告書を翌月10日までに地域おこし協力隊事務局あて提出いただきます。
- ・毎月1回以上市が配置するコーディネーターと面談を行い、進捗管理及び活動支援を行います。

9 報酬等

- (1) 報酬 月額199,500円 ※賞与、通勤手当等はありません。
- (2) 活動経費（補助金） 1年間当たり2,000,000円
※概算払いとして補助金の8割まで交付可能
※この補助金のうちから、石巻市地域おこし協力隊員間連携及び起業型人材育成支援経費として、株式会社巻組（石巻市地域おこし協力隊事務局）へ年額300,000円を支払いいただきます。

【その他活動経費として対象となるもの】

- ア 活動用車両の借上げに要する経費
 - イ 活動旅費等の移動に要する経費
 - ウ 作業道具、消耗品等の購入に要する経費
 - エ 関係者間の調整、意見交換会等に要する事務的な経費
 - オ 隊員の研修受講に要する経費
 - カ 地域住民との交流、地域おこしに資する取組等に要する経費
 - キ 隊員の定住・定着に向けての支援に要する経費
 - ク その他活動に必要と認められる経費
- (3) 副業 副業を行うことは可能ですが、事前に協議願います。

10 選考方法と選考基準

(1) 1次選考

ア ヒアリングの内容と申請書等で1次審査いたします。ヒアリングは、地域おこし協力隊事務局が行い、その結果をもとに市が審査し、決定します。(ヒアリング時間は概ね1時間程度)

【選考基準】

- ① 地域の暮らし又は生業の再生に貢献する事業であるか。
- ② 事業としての成長・広がり・波及効果の可能性があるか。
- ③ 1年目、2年目及び3年目それぞれ到達時までに達成したいビジョンが明確にあり、任期終了後に起業し、その後も本市に定住する意思があるか。
- ④ 6次化産業を目指す一次産業に関する事業、観光振興・地産地消・特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発に関する事業、医療・介護・介護予防及び生活支援に関する事業、被災沿岸地域(雄勝・北上・牡鹿)の活性化並びに地域間交流及び移住促進等に関する事業であるか。

イ 1次審査結果については、決定次第通知いたします。

(2) 最終選考について

ア プレゼンテーションによる最終選考を行い、市が選考基準に基づき審査します。

【プレゼンテーションの内容】

- ・プレゼンテーションの時間は5分とし、その後質疑応答を10分程度行います。
- ・プレゼンテーションの方法は問いませんが、可能な限りパワーポイントを用いて発表願います。その際、選考基準が確認できるように作成・発表願います。

【選考基準】

- ① 1次選考基準を満たしているか。
- ② 石巻市への関心度が高いか。
- ③ 地域おこし協力隊としての活動意欲があるか。
- ④ コミュニケーション能力があるか。
- ⑤ ビジネス基礎力、その他専門性があるか。

イ 結果については、最終選考実施後、10日以内に通知します。

11 応募概要

応募方法：「【エントリーシート】石巻市地域おこし協力隊[地域課題提案型] 応募書類一式(氏名)」に写真付きの身分証明書(マイナンバーカード表面の写し、運転免許証の写し等)と住民票の写しを添えて下記のメールアドレス宛に提出してください。受付後、地域おこし協力隊事務局よりご連絡いたします。

提出先：ishinomaki.chiiki.okoshi@gmail.com

石巻市地域おこし協力隊事務局(株式会社巻組 担当：渡邊・平塚・佐藤)

1 2 その他

【地域おこし協力隊員の活動に当たって】

地域おこし協力隊員として自覚を持って活動するとともに、下記事項についても取り組んでいただきます。

- ・インターネットを活用した情報発信
- ・各種研修会等への出席
- ・年度末や任期満了に伴う活動報告会での発表
- ・その他地域おこしに関わる活動への参画

【虚偽の申請があった場合の対応】

申請者が石巻市に対し虚偽の事項を申告した場合や、重要な事項を故意に隠して申請をした場合は、隊員の活動期間中であっても、中止する場合があります。

【個人情報の取り扱いについて】

目的を達成するため、必要な範囲内で石巻市の個人情報保護条例に基づき、適切に個人情報を取り扱います。

【知的財産権について】

応募いただく事業やプロジェクトに係る特許権など知的所有権に関しては応募者に帰属します。ただし、特許・実用新案権などの知的財産権、及び営業秘密やいかなるノウハウなどの情報の法的保護についても、応募者の責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えない内容を決定するものとし、事務局や選考委員は何ら責任を負わないものとししますのでご注意ください。

特許出願を検討しているプランについては、応募に際して「新規性が失われる」ことにより、後に特許を取得できない可能性がありますので、事前に出願手続されることをお勧めします。